

寄附に関する情報公開の考え方

平成19年9月

埼玉県NPO活動推進課 協働・基金担当

団体希望寄附金制度は、埼玉県NPO基金の使途として、寄附者が特定の団体への活用を希望するものです。

県では、寄附者の意向を最大限に尊重しながら、「みんなでサポート事業」の助成金として交付するほか、一部についてはNPO活動の推進全般に使います。

- (1) 各団体への寄附とは異なりますので、団体希望寄附金に関する情報公開は、次の事項とします。

・ **埼玉県NPO基金への団体希望寄附金の総額**

※埼玉県NPO情報ステーションのNPO基金ページを随時更新します。

(<http://www.saitamaken-npo.net/kikin/kikin.html>)

・ **団体希望寄附をいただいた寄附者のうち、お名前の公表に同意いただけた方の氏名**

※寄附者からの振込を確認できた段階で、各団体あてに寄附日と寄附者名を電話でお伝えします。

各団体への団体希望寄附金額の詳細は、公表できませんのでご了承ください。

- (2) 税の負担を不当に軽減する目的で本制度を利用する等、本来の趣旨と異なる目的での利用を防ぐため、**団体希望寄附金のうち助成金として交付される金額や割合等については、一切公表できません。**